

益城町公私連携型保育所の設置に係る三者協議会設置要綱

令和 6 年 9 月 25 日告示第 97 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 8 第 1 項の規定に基づき設置する公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）の円滑かつ適正な引継ぎ及びその開所後の安定した運営を図るため、保護者、公私連携型保育所の運営を行う公私連携保育法人及び町による三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公私連携型保育所の保育に関する事項
- (2) 運営の引継ぎ及び引継ぎ保育に関する事項
- (3) その他公私連携型保育所の運営に関し、会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公私連携型保育所の対象となる施設における保育を現在受けている者の保護者を代表する者
- (2) 公私連携型保育所の対象となる施設の運営を行う公私連携保育法人の代表者
- (3) 益城町（こども未来課長及び公私連携型保育所の対象となる施設の長等）
(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、こども未来課長とし、副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。